

和歌山県自殺対策計画

～「こころのつながりを広げ、生涯にわたり健康を維持して
暮らすことができる和歌山県」の実現を目指して～

平成 30(2018)年 4 月策定

はじめに



本県では、平成21年9月に「和歌山県における自殺対策の推進基本方針」、平成25年5月には、うつ病対策の推進を加えた「和歌山県における自殺・うつ病対策の推進基本方針」を策定し、自殺対策に関係する機関や民間団体、市町村、県民の連携した取組により、『こころのつながり』を広げ、県民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に取り組んできました。

その結果、本県における年間自殺者数は、平成13年の317人をピークに減少傾向となりましたが、今もなお、年間200人前後の方々が自殺により亡くなられています。

このため、自殺の現状と課題を明らかにしたうえで、新たに「和歌山県自殺対策計画」を策定し、それぞれのライフステージに合わせた総合的な自殺対策の推進を図ることとしました。

これまでの健康問題や経済・生活問題に焦点を当てた取組に加え、自らの心身の不調に気付き、悩みや困難を抱えた場合には早期に援助を求められるような社会づくりを進めます。このことにより、自殺対策を包括的な支援として推進し、自殺に追い込まれる人がひとりでも少なくなるよう取り組んでまいります。

自殺により多くの方が亡くなっているという事実は、大変痛ましいことです。このことは、社会にとっての損失であるとともに、身近な家族や友だちに大きな悲しみをもたらします。悩みや困難を抱え、自殺を考えるほど辛い状況にある人には、いま一度立ち止まり、大切に思ってくれている家族や友だち、仲間がいることを考えてもらいたいと思います。

また、周りの人たちには、身近な人のSOSのサインに気付き、声をかけ、その思いを受けとめる行動が“いのち”を守ることにつながることを意識し、大切な人を見守ってもらいたいと思います。

そして、県民の皆様と共に「こころのつながりを広げ、生涯にわたり健康を維持して暮らすことができる和歌山県」の実現に向けて歩んでいきたいと考えています。皆様には、地域におけるつながりを深め、相互の“いのち”を支えるために、できるところから取り組んでいただけることを期待いたします。

平成30年4月

和歌山県知事 仁坂 吉伸

目次

第1章 計画策定の趣旨など	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の実施期間	2
4. 計画の数値目標	2
第2章 和歌山県の自殺の現状と課題	3
1. 自殺者数	3
2. 自殺死亡率	4
3. 年代別、年齢階級別自殺者数の状況	5
4. 自殺者の原因・動機別の状況	7
5. 自殺者の職業状況	9
6. 自殺者の未遂歴の状況	10
7. 発見地と住居地データの比較	11
8. 和歌山県における自殺対策の課題	13
第3章 自殺対策の方向性	14
第4章 計画の推進	16
第1節 計画の推進体制	16
1. 推進体制	16
第2節 自殺対策における取組	18
1. 市町村等関係機関への支援の強化	19
2. 地域におけるネットワークの強化	20
3. 自殺対策を支える人材の養成及び確保	21
4. 自殺予防のための啓発や教育の充実	23
5. 職場環境の整備・充実	25
6. 精神保健医療サービスの体制の整備	26
7. 相談体制の充実	28
8. 自殺リスクの高い要因への取組	30
9. 世代別の再整理	34

第1章 計画策定の趣旨など

1. 計画策定の趣旨

平成18年に自殺対策基本法(平成18年法律第85号。以下、「法」という。)が制定され、全国的に自殺対策が総合的に推進されてきました。平成10年以降、毎年3万人を超えていた我が国の自殺による死亡者数は、平成22年以降は減少を続けており、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りました。しかし、日本における自殺死亡率は、主要先進7カ国の中で最も高く、自殺者数はいまだに2万人を超える状況にあります。

このことから「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正されました(以下、「改正法」という。)。改正法では、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」、「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

一方、本県においては、平成19年12月に自殺対策基本法の理念に基づき、総合的かつ効果的な自殺対策について協議し推進するための組織として、自殺対策に関係する医療機関や労働、法律に関係する機関及び民間団体で構成された「和歌山県自殺対策連絡協議会」を設置しました。

平成21年9月には本県における基本的な取組方針を明らかにした「和歌山県における自殺対策の推進基本方針」を策定し、平成25年5月にはうつ病対策の推進を盛り込んだ「和歌山県における自殺・うつ病対策の推進基本方針」を定め、県内における様々な自殺対策に取り組んできました。

これまで、自殺対策に関係する機関や民間団体、市町村、県民が相互に連携し、自殺対策に取り組んできた結果、本県における自殺による死亡者数は平成13年に最大の317人になって以降、減少傾向にあります。今もなお、年間200人前後の方が自殺により命を落とす深刻な状況が続いています。

このような状況を踏まえ、改めて本県の自殺の現状分析を行い、自殺対策の課題を明らかにし、総合的な自殺対策の取組を進めることで、「こころのつながりを広げ、生涯にわたり健康を維持して暮らすことができる和歌山県」の実現を目指した「和歌山県自殺対策計画」を新たに策定します。

2. 計画の位置付け

この計画は、法第12条に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針として定めた「自殺総合対策大綱」(平成29年7月25日閣議決定。以下「大綱」という。)を踏まえ、「和歌山県における自殺・うつ病対策の推進基本方針」を見直し、法第13条において定められた「都道府県自殺対策計画」として策定します。

なお、この計画は和歌山県長期総合計画、和歌山県地域福祉推進計画や和歌山県健康増進計画、その他関連する他の計画との調和を図りつつ策定しています。

3. 計画の実施期間

2022年度までの5年間とします。

なお、自殺の実態解明調査の推進や社会情勢の変化等により、実施期間中においても本計画の見直しを行ってまいります。

4. 計画の数値目標

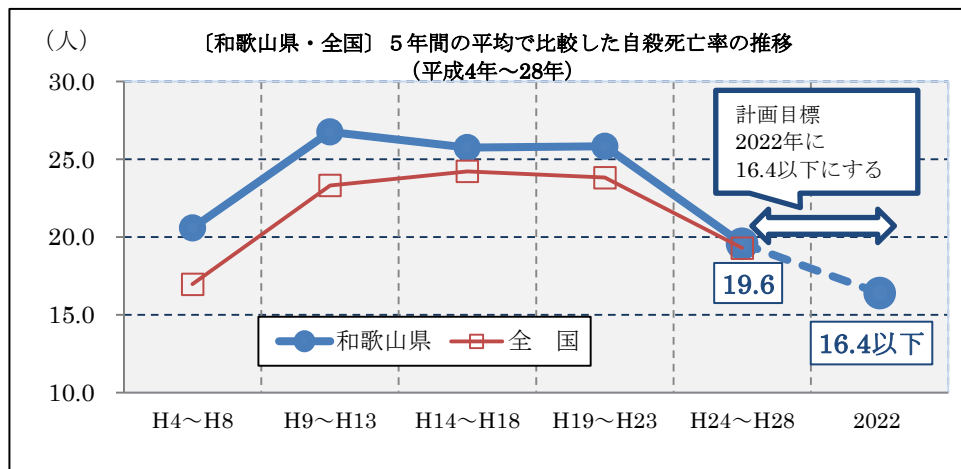
平成29年7月25日に閣議決定された大綱においては、自殺死亡率を世界の主要先進国の現在の水準まで減少させることを目指し、「2026年までに平成27年の自殺死亡率(18.5)を30%以上減少させる(13.0以下にする)ことを目標とする。」とされています。

本県においても、国の目標をふまえ、「10年間で自殺死亡率を30%以上減少させる」とこととします。

なお、本県の自殺者数および自殺死亡率は各年により増減があり、単年の自殺死亡率を基準とした目標値では実情を反映できない可能性があること、自殺の背景についても単年度のデータで分析することは難しいことから、直近5年間の自殺死亡率の平均値を基に目標を設定することとします。

これにより、平成24年～28年の5年間の平均自殺死亡率(19.6)を2027年までの10年間で30%減少させる(13.7以下)こととし、2022年に自殺死亡率を16.4以下とすることを計画の目標とします。

※自殺死亡率=人口10万人当たりの自殺者数



(厚生労働省人口動態統計/総務省統計局「平成28年10月1日現在推計人口(日本人)」より集計)

・過去5年毎の平均自殺死亡率

	H4～H8	H9～H13	H14～H18	H19～H23	H24～H28
和歌山県	20.6	26.8	25.8	25.8	19.6
全国	17.0	23.3	24.2	23.8	19.3

第2章 和歌山県の自殺の現状と課題

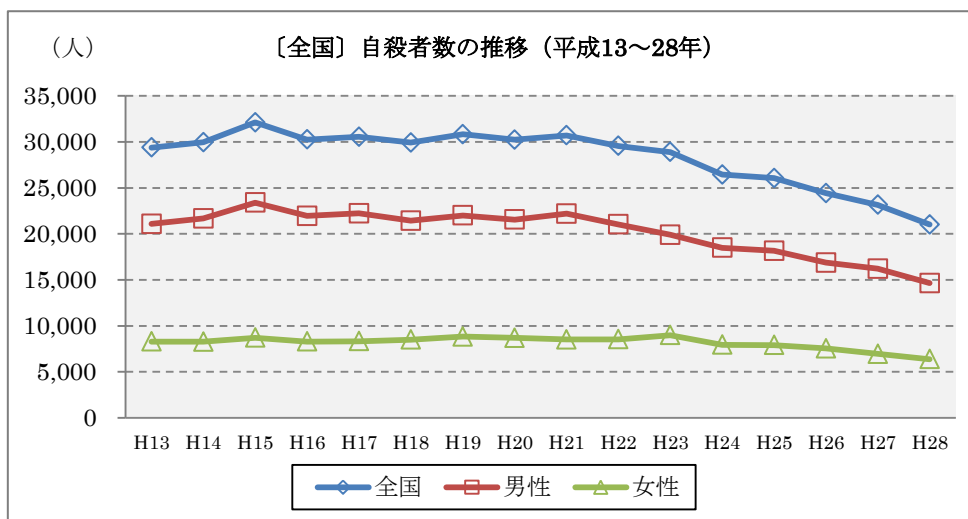
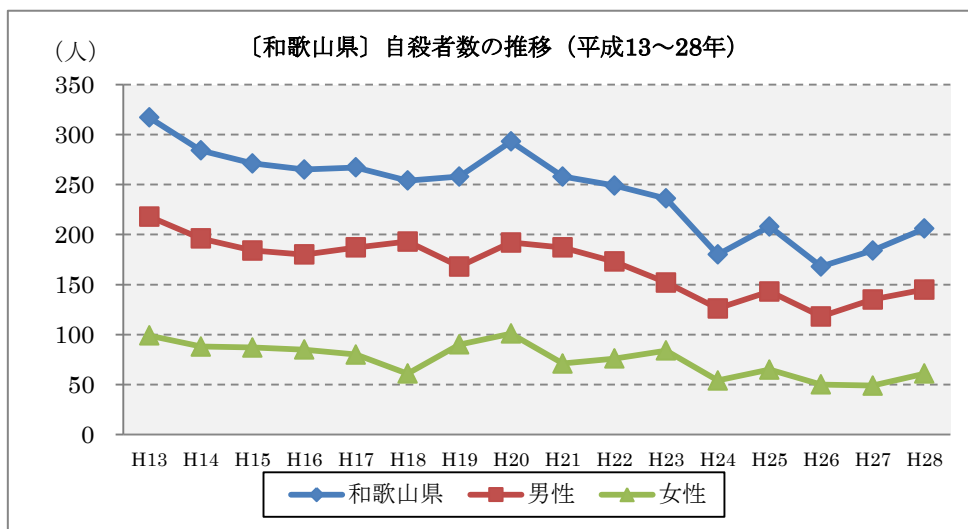
1. 自殺者数

全国では、平成10年に自殺により亡くなった人の数（以後、自殺者数という。）は31,755人に急増し、以後も3万人前後の状態が続いていましたが、平成22年からは減少を続けており、平成28年に21,017人になりました。

一方、本県における自殺者数は、平成13年に317人と近年で最も多くなりました。以後は、減少傾向にあるものの、年によっては増減があります。

平成28年の本県の自殺者数は206人となり、前年と比べて22人増加しました。

平成24年を基準として比較すると、全国の自殺者数は20.5%減少しましたが、本県は14.4%増加しています。



年	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
和歌山県(人)	317	284	271	265	267	254	258	293	258	249	236	180	208	168	184	206
男性(人)	218	196	184	180	187	193	168	192	187	173	152	126	143	118	135	145
女性(人)	99	88	87	85	80	61	90	101	71	76	84	54	65	50	49	61

年	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全国(人)	29,375	29,949	32,109	30,247	30,553	29,921	30,827	30,229	30,707	29,554	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152	21,017
男性(人)	21,085	21,677	23,396	21,955	22,236	21,419	22,007	21,546	22,189	21,028	19,904	18,485	18,158	16,875	16,202	14,639
女性(人)	8,290	8,272	8,713	8,292	8,317	8,502	8,820	8,683	8,518	8,526	8,992	7,948	7,905	7,542	6,950	6,378

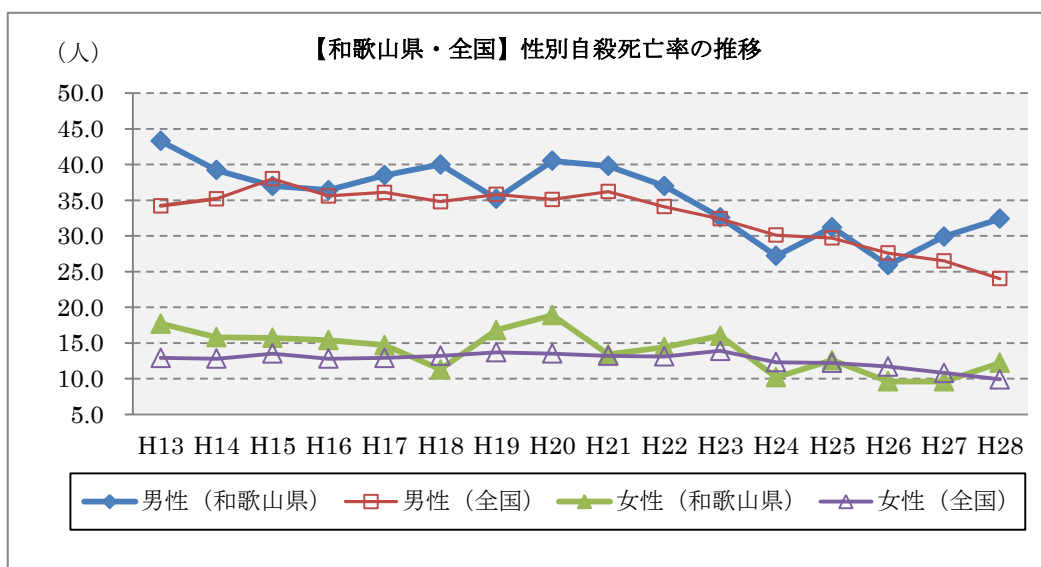
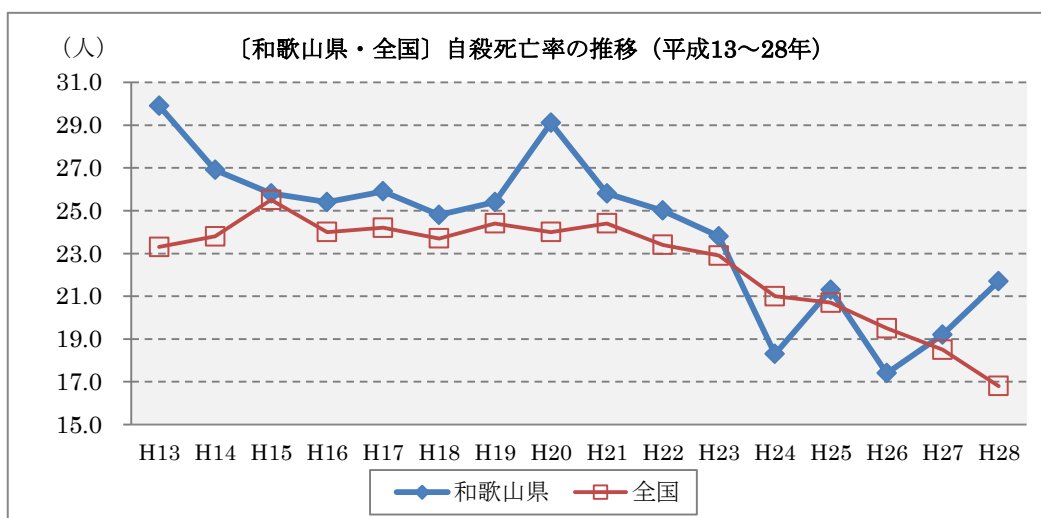
(厚生労働省人口動態統計)

2. 自殺死亡率

全国の自殺死亡率の経過を見ると、平成15年の25.5をピークに25.0前後の高い水準が続いていましたが、平成22年以降は低下を続けており、平成28年には16.8となりました。性別の自殺死亡率をみても、男女とも減少しています。

一方、平成13年以降の本県のデータをみると、全国より高い水準のまま増減を繰り返していました。平成24年に大きく減少するものの、平成25年には増加するなど、依然として大きな変動を繰り返しています。平成28年には21.7と全国で4番目の高い数値となりました。

特に、平成28年の男性の自殺死亡率は32.4となっており、平成26年から急激に増加しています。



年	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
和歌山県	29.9	26.9	25.8	25.4	25.9	24.8	25.4	29.1	25.8	25.0	23.8	18.2	21.3	17.3	19.2	21.7
全国	23.3	23.8	25.5	24.0	24.2	23.7	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.4	16.8

年	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
男性(和歌山県)	43.3	39.2	37.0	36.4	38.5	40.0	35.2	40.5	39.8	37.0	32.6	27.2	31.2	25.9	29.9	32.4
男性(全国)	34.2	35.2	38.0	35.6	36.1	34.8	35.8	35.1	36.2	34.1	32.4	30.1	29.7	27.6	26.5	24.0

年	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
女性(和歌山県)	17.7	15.8	15.7	15.4	14.7	11.3	16.8	18.9	13.4	14.4	16.0	10.2	12.6	9.6	9.6	12.2
女性(全国)	12.9	12.8	13.5	12.8	12.9	13.2	13.7	13.5	13.2	13.1	13.9	12.3	12.2	11.7	10.8	9.9

(厚生労働省人口動態統計)

3. 年代別、年齢階級別自殺者数の状況

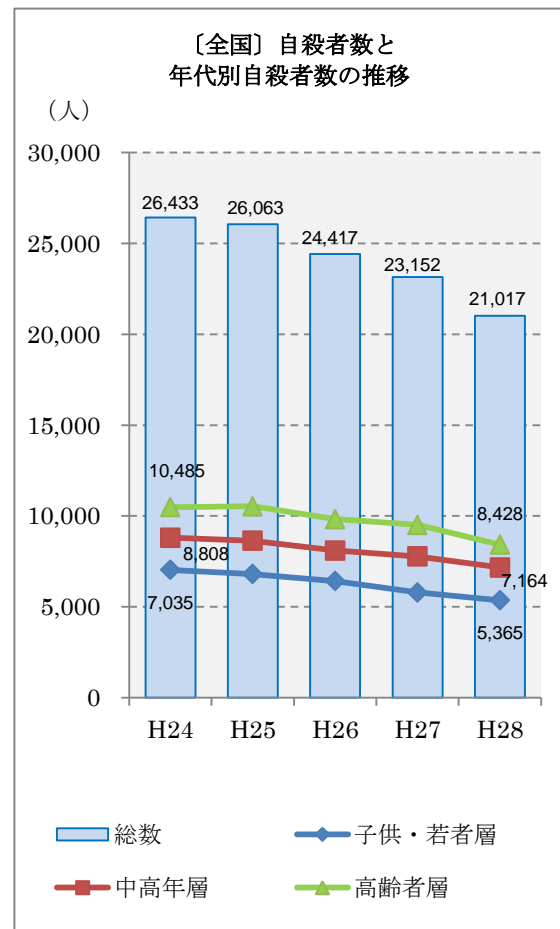
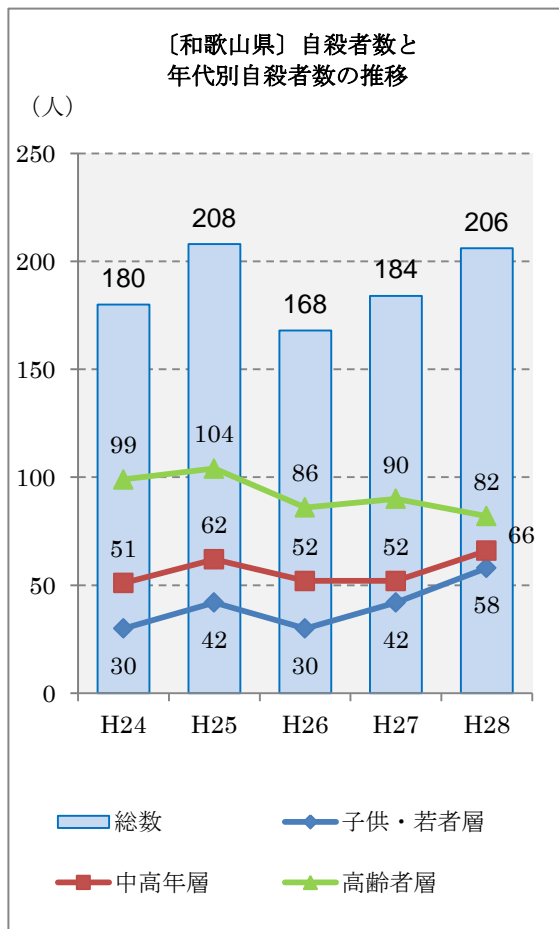
①年代別（※）自殺者数の推移（平成 24～28 年）

本県で平成 24 年に 180 人だった自殺者数は、平成 28 年に 206 人と 26 人増加しました。

自殺者数の年代別推移を見ると、全国では全ての世代で減少していますが、本県では子供・若者層と中高年層で増加しています。

特に子供・若者層においては、平成 26 年以降増加傾向が続いており、2 年間で約 2 倍の水準に増加している状況になっています。

一方で、高齢者層の自殺者数は 5 年間の自殺者総数（946 人）の約半数（461 人）を占めますが、平成 24 年と比べると減少傾向にあります。



（注）全国の「年齢不詳」394 人分のデータは除いた数で比較した。

（厚生労働省人口動態統計）

（※）本計画でいう「年代別」について

「年代別」とは、39 歳までの子供・若者層、40～59 歳までの中高年層、60 歳以上の高齢者層の 3 区分とします。

②性別、年齢階級別（※）自殺者数と自殺死亡率（平成 24～28 年）

・性別、年齢階級別自殺者数

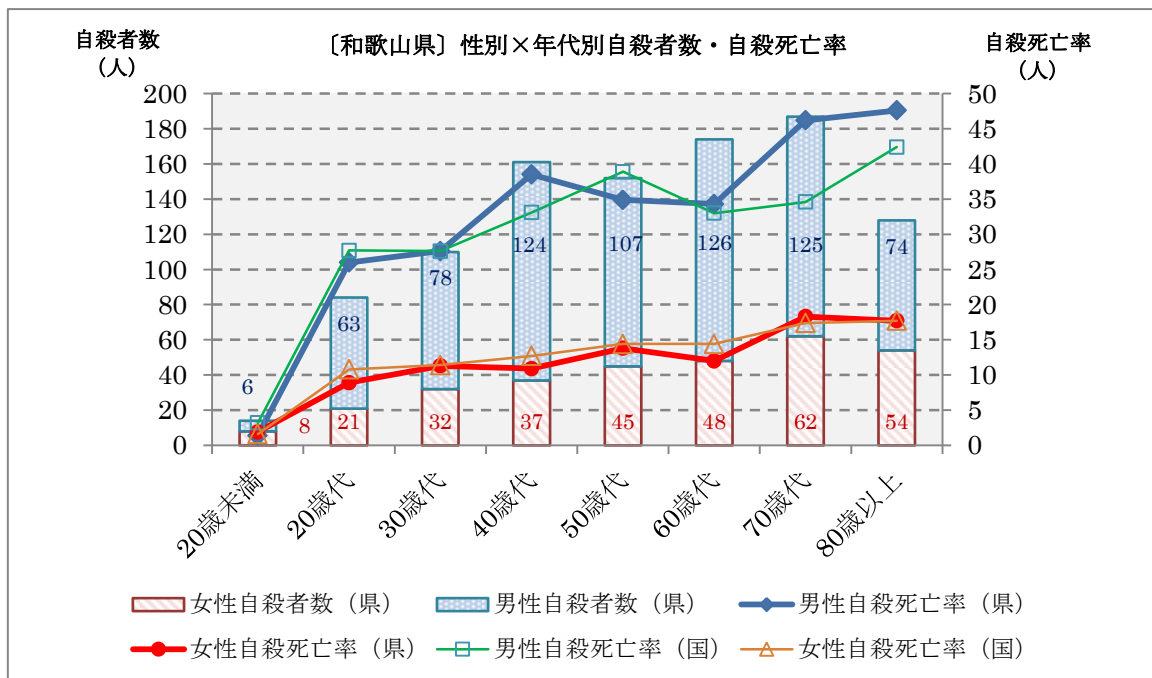
本県の平成 24～28 年の自殺者（1,010 人：警察庁統計）のうち、20 歳未満を除いた全ての年齢階級で男性の自殺者数が女性を上回っています。

男性の中でも、特に 40 歳代、60 歳代、70 歳代の自殺者数は全体の 12%を超えており、総計すると全体の約 4 割を占めます。

・性別、年齢階級別自殺死亡率

本県の男性の 40 歳代、70 歳代、80 歳代以上の自殺死亡率は、全国と比較しても特に高くなっていますが、女性の自殺死亡率は全国と比べて大きな差はありません。

県内の自殺者数で捉えると高齢者層の自殺者数は平成 24 年と比べ減少傾向にあります。県内の他の世代の自殺死亡率と比較すると男女とも 70 歳以上で高い状況にあります。



		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
男性	和歌山県	1.4	26.0	27.6	38.5	34.9	34.3	46.2	47.6
	全国	3.2	27.7	27.6	33.1	38.9	33.0	34.6	42.4
女性	和歌山県	1.9	8.9	11.3	10.9	13.8	12.0	18.3	17.7
	全国	1.6	10.8	11.4	12.7	14.4	14.4	17.4	17.7

※警察庁統計を元に計上しているため、前述の人口動態統計を元にしたデータとは合致しない。

(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2017)」/自殺日・住居地)

(※) 本計画でいう「年齢階級別」について

「年齢階級別」とは、20 歳未満、20～29、30～39、40～49、50～59、60～69、70～79 歳、80 歳以上の 8 区分とします。

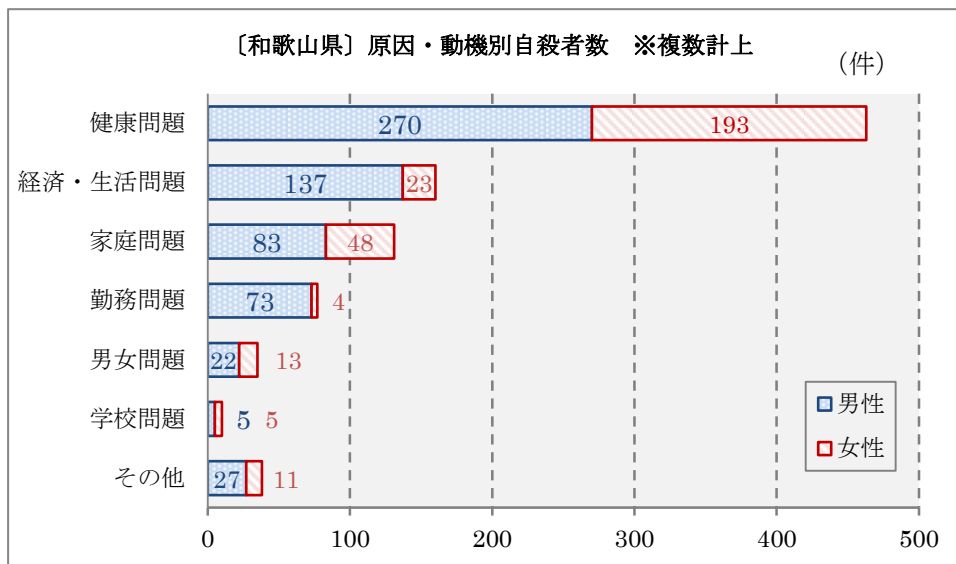
4. 自殺者の原因・動機別の状況

①自殺の原因・動機（平成24～28年）

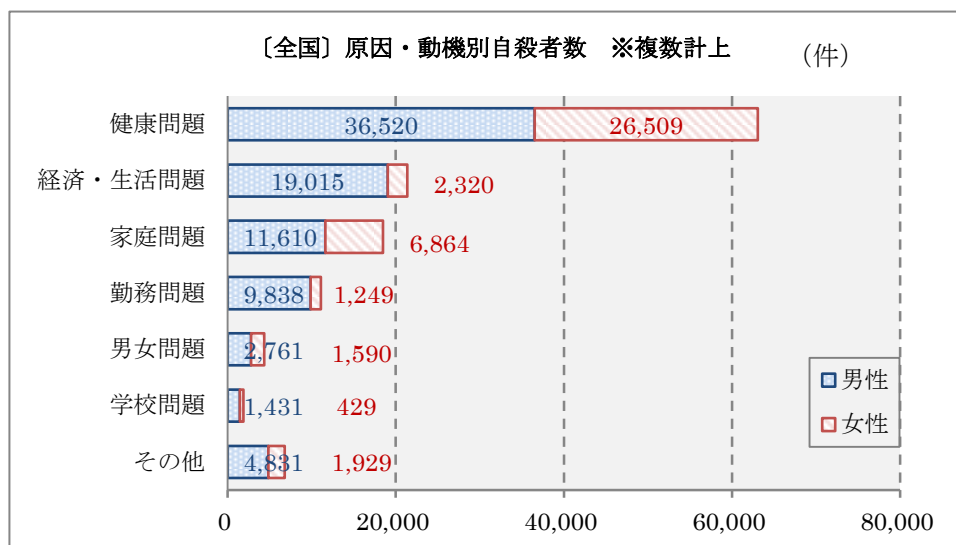
自殺の多くは、多様で複合的な原因や背景があり、様々な要因が連鎖する中で起きています。警察庁の自殺統計では、遺書などの自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる場合の原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上しています。

このデータを元に、「不詳」を除いた平成24～28年における自殺の原因・動機別自殺者数をみると「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」が多くなっています。

「健康問題」には、身体疾患やうつ病などの病気の悩みや影響が含まれます。自殺に至った人の直前のこころの状態をみると、様々な悩みや役割喪失感、役割の大きさに対する過剰な負担感などにより、心理的に追いつめられる過程の中で、心身の不調をきたし、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥っていることもあるとされています。



※原因・動機：914件、不詳：328人



※原因・動機：126,896件、不詳：31,904人

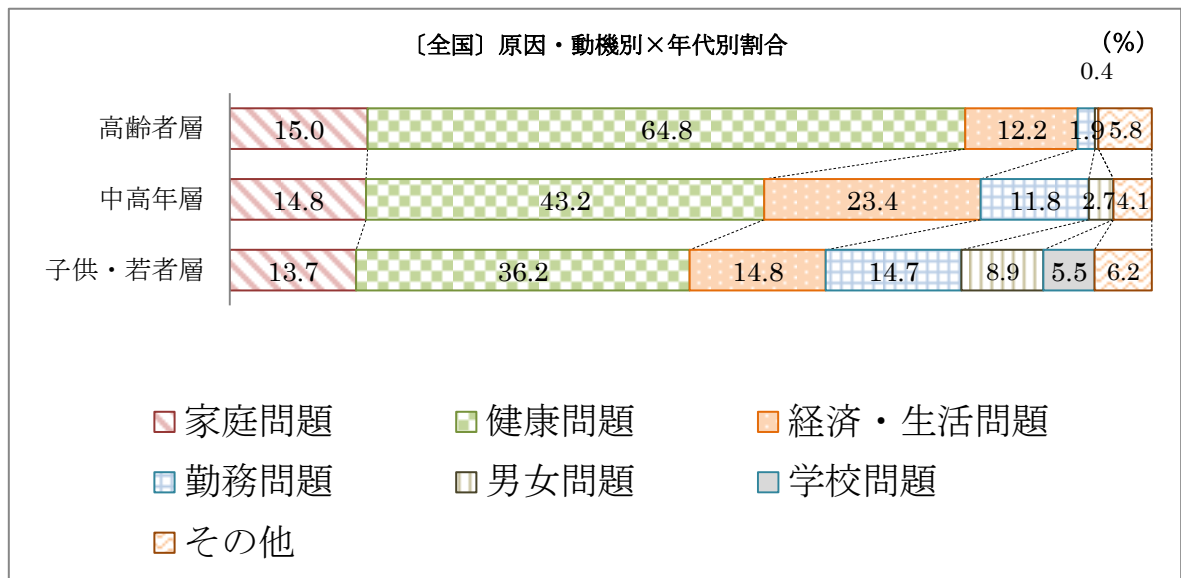
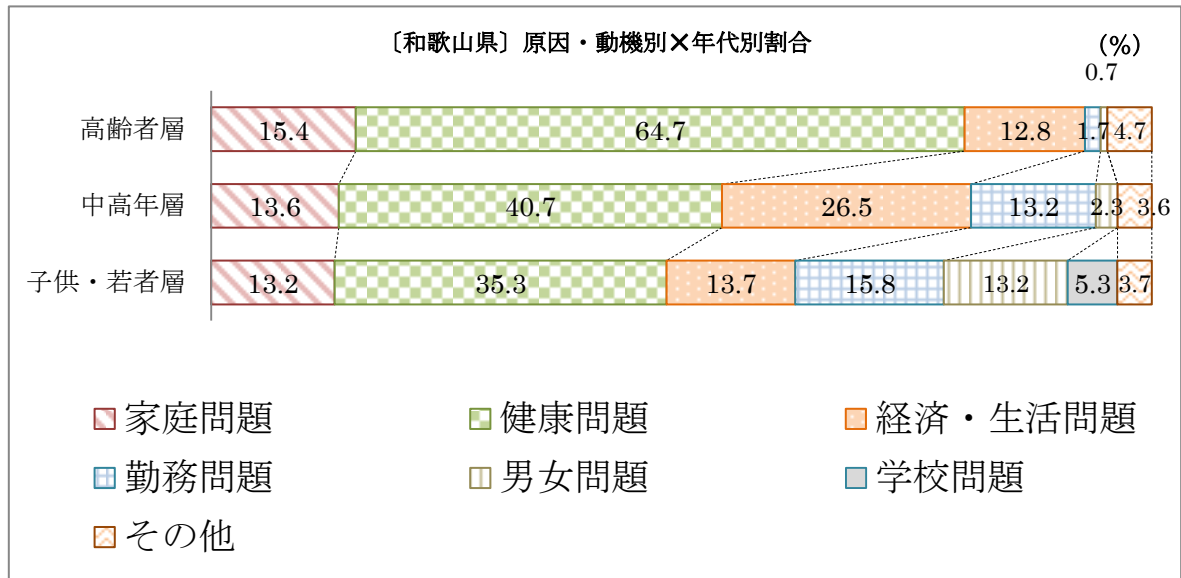
(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」/自殺日・住居地)

②年代別でみた自殺の原因・動機別の割合（平成 24～28 年）

本県の自殺の原因・動機別自殺者数を年代別で比較すると、年齢が上がるにつれて「健康問題」の割合が高くなっているのが分かります。

また、子供・若者層では勤務問題、中高年層では経済・生活問題、高齢者層では家庭問題の割合が高くなっています。

全国のデータでも、同じような傾向が見られます。



(注) 全国の「年齢不詳」26人分のデータは除いて比較した。

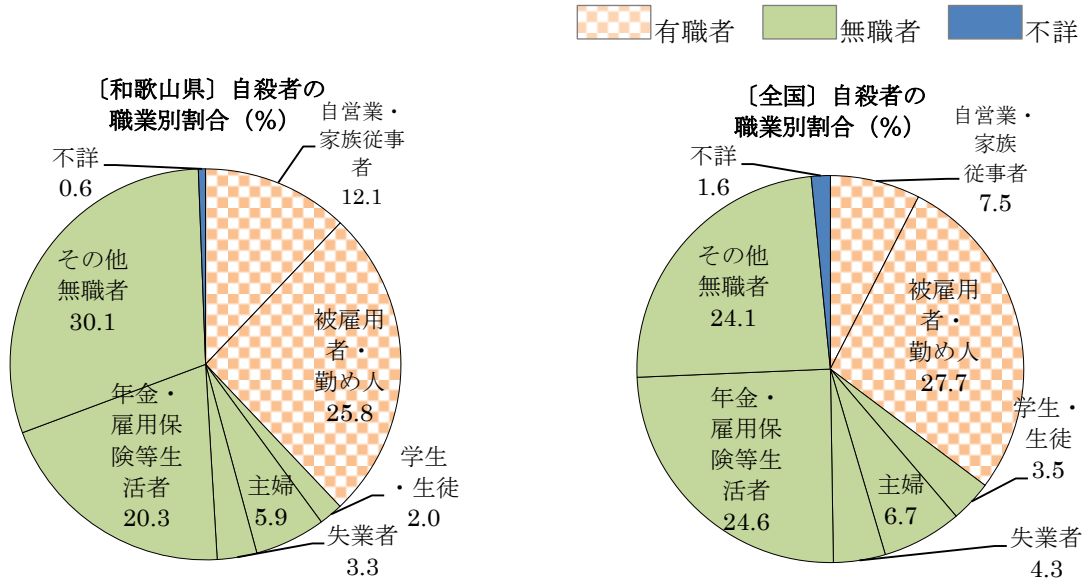
(厚生労働省「特別集計」/自殺日・住居地)

5. 自殺者の職業状況

①自殺者の職業内訳（平成24～28年）

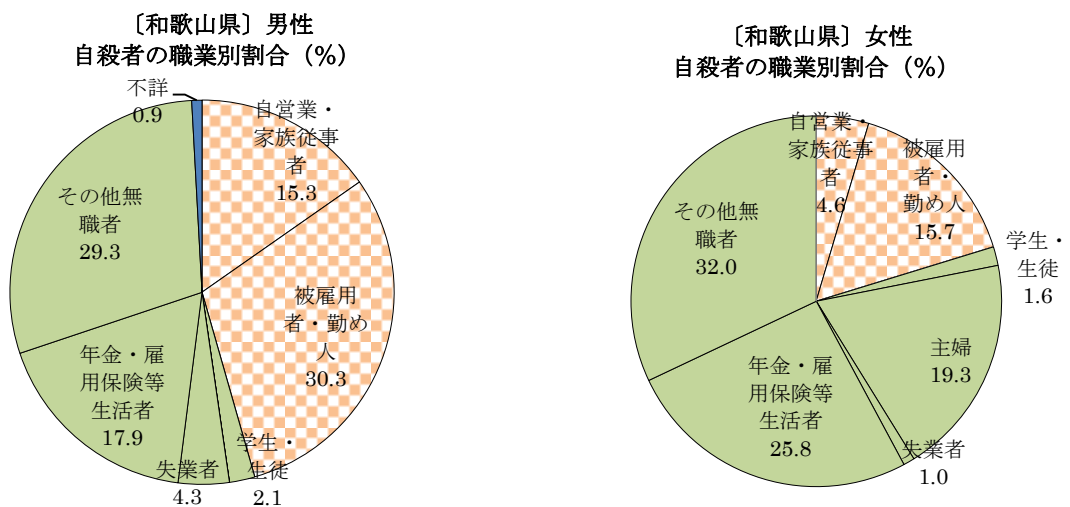
本県では、学生・生徒、主婦、失業者や年金生活者などを含めた「無職者」が全体の6割以上を占めています。

全国と比べ、有職者のうち「自営業者・家族従事者」が占める割合がやや多いことが分かります。



②自殺者の性別×職業別内訳（平成24～28年）

県内の男性の自殺者のうち有職者は45.6%で、そのうちの30.3%は被雇用者・勤め人です。県内の女性の自殺者のうち79.7%は年金・雇用保険等生活者や主婦を含めた無職者です。性別により、就労や生活の状況に違いがあることが分かります。



(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」/自殺日・住居地)

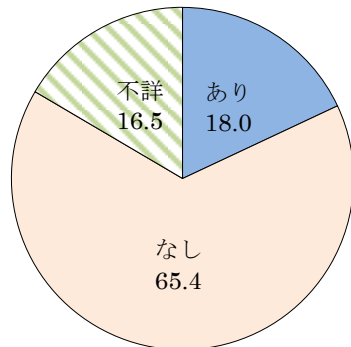
6. 自殺者の未遂歴の状況

①自殺未遂歴の有無（平成 24～28 年）

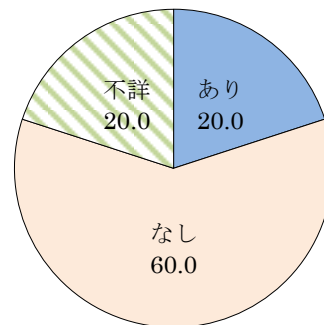
本県の自殺者のうち自殺未遂歴のあった人は、全体の18%です。

性別で見ると、男性が13.2%であるのに対して、女性は29.0%であり、女性の方がより高い割合で、再度の自殺企図によって亡くなっていることが分かります。

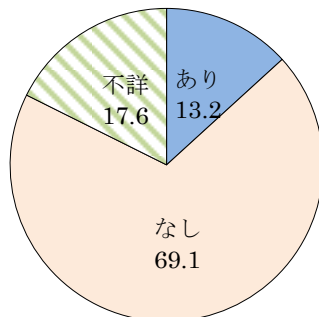
〔和歌山県〕自殺者における未遂歴（%）



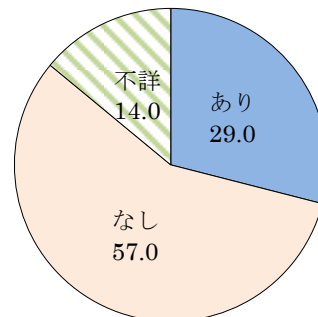
〔全国〕自殺者における未遂歴（%）



〔和歌山県〕自殺者における未遂歴 男性（%）



〔和歌山県〕自殺者における未遂歴 女性（%）



（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」/自殺日・住居地）

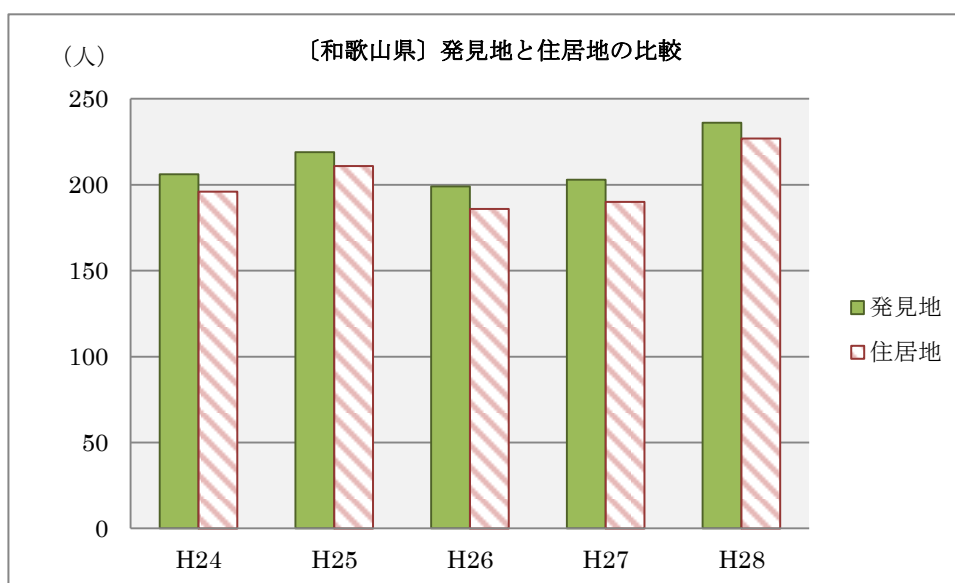
7. 発見地と住居地データの比較

①発見地と住居地のデータ（平成 24～28 年）

平成 24～28 年の自殺者数について、「住居地（自殺者の住居があった場所）」と「発見地（自殺死体が発見された場所）」で比較すると、毎年 10 人前後、発見地の自殺者数が多くなっています。

5 年間の発見地自殺者数を住居地自殺者数と比較した場合、その比率は 105%であり、全国の中央値である 102%を上回っています。

このことから、県内の自殺のハイリスク地の存在がうかがえます。



(人)	H24	H25	H26	H27	H28
発見地	206	219	199	203	236
住居地	196	211	186	190	227

(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」/自殺日)

【参 考】

厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

1 調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む。）を対象としている。

2 調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上している。

警察庁の自殺統計は「発見地」を基に自殺した発見時点（正確には認知）で計上している。別に「住居地」「自殺日」による計上もある。

3 事務手続き上（訂正報告）の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。

	人口動態統計 (厚生労働省)	自殺統計 (警察庁)
対 象	日本における日本人	総人口（外国人を含む）
計上時点	死亡日	発見日（自殺日）
計上方法	住所地	発見地（住居地）
	自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、自殺以外で処理しており、死亡診断書等作成者から自殺の訂正報告がない場合は自殺に計上しない。	死体発見時に自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は、その後の捜査等により自殺と判明した時点で計上する。

8. 和歌山県における自殺対策の課題

これまで、さまざまな自殺対策に関係する機関や民間団体、市町村などと連携しながら総合的な自殺対策に取り組んできた結果、当県の自殺者数は平成13年のピーク時と比較すると大幅に減少しました。しかし、現在も毎年200人前後の方が自殺により亡くなっており、自殺死亡率も全国と比べて高い水準で推移しています。

直近の5年間で子供・若者層の自殺者数が顕著に増加していることから、自殺予防教育や若者への支援により一層取り組む必要があります。

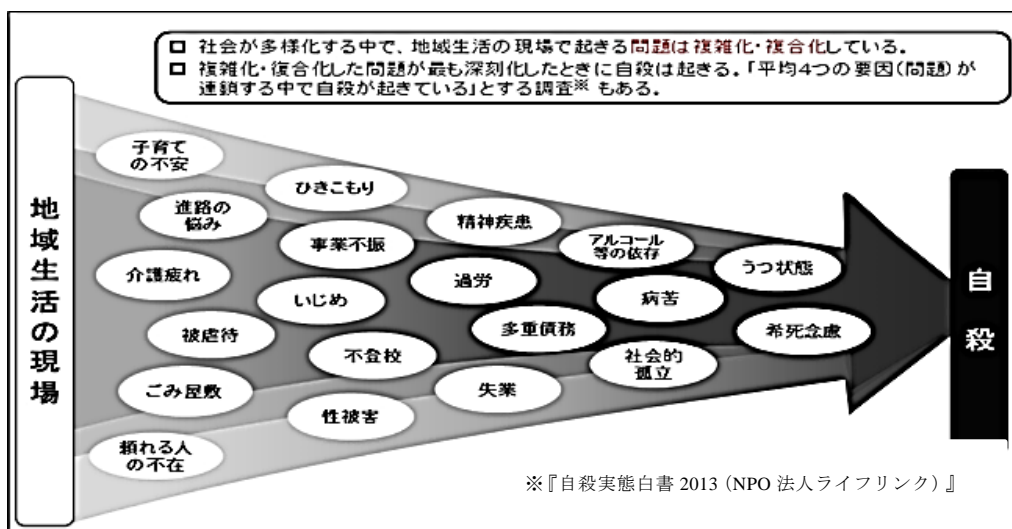
県内の40歳代男性の自殺者数と自殺死亡率はともに高い状態にあります。平成28年10月に国が実施した自殺対策に関する意識調査では、男性の中高年層の半数以上が「誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる」と答えており、具体的な相談相手や支援者が周囲におらず、一人で悩みを抱え込むリスクが高くなる可能性があります。

高齢者層の自殺死亡率は依然として自殺者数の約半数を占めていることから、地域で高齢者の孤立や孤独を防ぐ取組が求められています。

県内で判明した自殺直前の原因や動機で最も多いのは「健康問題」ですが、自殺に至るまでの背景は一樣ではなく、経済・生活問題、家庭問題、学校や職場での問題などが複雑に絡み合い、心身の不調をきたすなかで、精神的に追い込まれた結果、自殺に至っているという調査もあります（下図参照）。このことから、様々な自殺リスクを高める要因に対し、各分野で支援に関わる人々のさらなる連携と、必要に応じて精神科医療等を受けられる体制が必要です。

自殺者のなかの18%は自殺未遂歴があること、自殺ハイリスク地の存在などから、再度の自殺企図を防ぐ体制や取組が求められます。

このように、自殺の現状は年代や地域によって異なることから、より県民に近い立場の市町村や、学校、職場において、それぞれのライフステージに応じた自殺予防教育やこころの健康を支える環境づくりなどに取り組むことが重要な課題と言えます。



(出典：厚生労働省資料)

第3章 自殺対策の方向性

本県では、第2章の8「和歌山県における自殺対策の課題」を受けて、以下の5つの方向性により、自殺対策を総合的に展開します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

一般的に自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることを促進する因子（自殺に対する保護要素）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることを阻害する因子（自殺のリスク要素）」が上回ったとき、自殺リスクは高まるとされています。

このため、自殺の原因・動機で示されたような健康問題、経済・生活問題等の「生きることを阻害する因子」への対策とともに、自らの心身の不調に早期に気づき、困り事や悩みについては誰かに援助を求められるような社会づくりを進めるために「生きることを促進する因子」を増やす対策を推進し、「生きることの包括的な支援」として取り組んでいきます。

(2) 関連施策との連携で総合的に対策を展開する

自殺に至るまでの背景には、健康問題だけでなく、家庭での問題や学校・職場での人間関係等、様々な問題が複雑に絡み合っています。

自殺に追い込まれようとしている人が、生きることの支援につながることにより、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会経済的な視点を含む包括的な取組を進めることが重要です。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等に関連する分野において、より連携の効果を高め、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、総合的に自殺対策を進めます。

(3) 対応の段階に応じた対策を展開する

自殺対策の時系列的な対応として、まず、学校において、児童生徒が危機に直面したときの対処方法や助けを求めることの大切さを学ぶ「事前対応」の更に前段階における取組を進めます。

さらに、心身の健康の保持増進についての取組や自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発などの「事前対応」、現におこりつつある自殺の危機に介入し、自殺を防ぐ「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚などに与える影響を最小限にし、新たな自殺を防ぐ「事後対応」の段階ごとに施策を展開します。

(4) 啓発と実践を両輪として推進する

県民一人ひとりが、自殺に追い込まれる危機に遭遇する可能性があるということを認識し、危機に至った人の心情や背景について正しく理解を深めること、危機に至った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるよう啓発を実施します。

また、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、身近な相談窓口などにつなぎ、見守っていただけるように広報、教育の取組を進めます。

(5) 関係者の役割を明確化し、連携・協働しながら推進する

県、市町村、関係機関、民間団体、企業・事業所、県民は、「こころのつながりを広げ、生涯にわたり健康を維持して暮らすことができる和歌山県」の実現のために、それぞれの役割を認識し、これを果たしながら、相互に連携し、協働することで自殺対策を総合的に推進していきます。

第4章 計画の推進

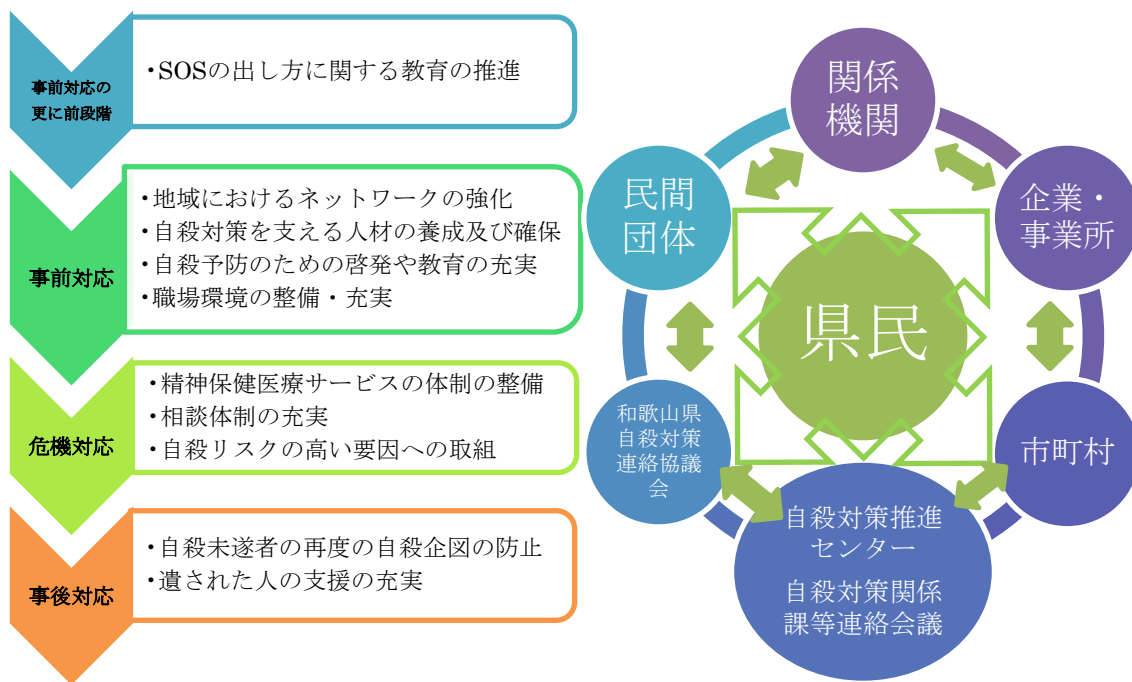
第1節 計画の推進体制

1. 推進体制

自殺対策における関係各課及び保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関や民間団体が構成される和歌山県自殺対策連絡協議会の構成団体と相互に連携・協力を図りながら、総合的な自殺対策の推進を図ることにより、本計画を推進します。

障害福祉課及び県精神保健福祉センターで事業運営する自殺対策推進センターを中心に、今後策定される市町村の自殺対策計画の策定の支援を行うとともに、市町村の自殺の現状把握と分析を行います。

企業や事業所、県民とともに自殺対策におけるそれぞれの役割を果たしながら、連携、協働し、「こころのつながりを広げ、生涯にわたり健康を維持して暮らすことができる和歌山県」の実現を目指します。



(1) 和歌山県自殺対策連絡協議会

構成団体は、計画の進捗状況の報告を受け、総合的・効果的な自殺対策について協議・推進するとともに、互いに共通認識を持つことにより、所属団体においても総合的・効果的な自殺対策に取り組みます。

(2) 和歌山県自殺対策関係課等連絡会議

構成課等は、庁内で総合的・効果的な自殺対策について協議・推進するとともに計画の進捗状況について報告し、互いに共通認識を持つことにより、各課室の実施事業をもって自殺対策に取り組みます。

(3) 和歌山県自殺対策推進センター

障害福祉課及び県精神保健福祉センターで事業運営する和歌山県自殺対策推進センターにおいて、市町村の地域自殺対策計画の策定や見直しへの支援を行うとともに、市町村や民間団体が行う自殺対策に対する相談支援、市町村などにおける自殺未遂者や自死遺族支援についての情報提供や指導を行います。

計画に基づいた取組を実践するとともに、県内の自殺における現状を把握し、自殺未遂者や自殺で亡くなった人の遺族などへの支援、ハイリスク地への支援、広く県民を対象とした啓発の実施、精神保健医療福祉サービスの担い手に対する自殺対策の研修等、より広域的な課題に取り組みます。

(4) 市町村

市町村は、地域の自殺の実態を把握した上で、法に基づいた自殺対策に関する計画を策定し、住民一人ひとりの身近な行政機関として、住民の暮らしに沿った対策を立案し、計画的に取り組むことが求められます。また、住民へのこころの健康づくりや自殺に関する正しい知識の普及を推進し、自殺のサインを早期発見し予防するための人材育成、地域の相談窓口の整備、自殺対策に関係する機関や民間団体の緊密な連携体制づくり等、より効果的に自殺対策を推進していく役割を担います。

(5) 関係機関

県内の保健、医療、福祉、教育、労働、法律等に関係する機関やその他の自殺対策に関する職能団体等は、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画する役割を担います。

(6) 民間団体

地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動だけでなく、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関連する分野での活動が自殺を防止することにつながることを理解し、他の機関などと連携・協働しながら積極的に自殺対策に参画する役割が求められます。

(7) 企業・事業所

長時間労働や職場の人間関係によるストレス等、勤務問題に関する自殺を防ぐ取組を積極的に進め、すべての働き手が健康で安心して生き活きと働くことができる職場環境を実現する役割が求められます。

(8) 県民

県民は、こころの健康問題の重要性を知った上で、自らのこころの不調に気づくことができるようにすることが重要です。また、身近にいる人の悩みやこころの不調を抱えている人のサインに気付き、話を聴き、必要に応じて相談窓口につなぎ、見守る役割が期待されます。

第2節 自殺対策における取組

自殺に追い込まれるまでに抱える問題は、子供間のいじめや、若者が就職して経験する職場での人間関係、中高年層が職場や家庭で重要な役割を果たす上での心理的・社会的負担、高齢者層における近親者の喪失や介護疲れ等、各ライフステージにおける特有の課題もあり、それぞれにきめ細やかな対策を推進し、「こころのつながりを広げ、生涯にわたり健康を維持して暮らすことができる和歌山県」の実現を目指すことが求められます。

このことから、第3章「自殺対策の方向性」に基づいて、以下の8つの施策により取組を進めるとともに、取組を3つのライフステージ別に整理します。

施 策 と 取 組	
1. 市町村等関係機関への支援の強化	7. 相談体制の充実
(1) 自殺対策計画の策定に関する支援 (2) 市町村などが行う自殺対策に対する支援	(1) こころの健康などに関する相談 (2) 人権に関する相談 (3) 子供や若者に関する相談 (4) 男女共同参画に関する相談 (5) 犯罪被害者等に対する相談 (6) 多重債務等に関する相談 (7) 経営者に対する相談 (8) 相談窓口情報の分かりやすい提供
2. 地域におけるネットワークの強化	
(1) 地域における連携・ネットワークの強化 (2) 民間団体との連携強化	
3. 自殺対策を支える人材の養成及び確保	
(1) かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術の向上 (2) 精神保健医療福祉従事者の資質向上 (3) 教職員の資質向上 (4) 地域で自殺対策を支える人材の養成 (5) ゲートキーパーをはじめとする人材の養成 (6) 支援者等への支援	
4. 自殺予防のための啓発や教育の充実	8. 自殺リスクの高い要因への取組
(1) 自殺に関する正しい知識の普及と啓発 (2) うつ病等の精神疾患についての普及と啓発 (3) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 (4) SOSの出し方に関する教育の推進 (5) インターネット等の活用	(1) 子供を貧困や虐待から守る施策の実施 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 妊産婦への支援 (4) ひきこもり当事者等への支援 (5) 困難を有する女性への支援 (6) 性的マイノリティへの支援 (7) 高齢者が活躍できる場の充実と介護者への支援 (8) がん患者、難病患者等への支援 (9) 失業者等への支援 (10) 生活困窮者への支援 (11) 自殺の危険から守るための取組 (12) インターネット上の自殺情報対策の推進 (13) 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止 (14) 遺された人の支援の充実
5. 職場環境の整備・充実	
(1) 長時間労働の是正等、働き方の見直しに向けた取組の推進 (2) ハラスメント防止 (3) 職場におけるメンタルヘルスの推進	
6. 精神保健医療サービスの体制の整備	
(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策のつながりの推進 (2) 精神科医療体制の充実 (3) 子供に対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 (4) 自殺のリスクを高めるアルコールなどの依存症の対策 (5) 大規模災害における被災者等のこころのケア	

1. 市町村等関係機関への支援の強化

障害福祉課、県精神保健福祉センターが地域自殺対策推進センター機能を果たし、市町村や自殺対策に関係する機関、民間団体等に対し、情報提供や研修等の支援を行うことにより、地域の状況に応じた自殺対策を推進します。

(1) 自殺対策計画の策定に関する支援

国が設置する自殺総合対策推進センターと連携しながら、地域の自殺の実態把握を行い、市町村へ情報提供を行うことで、市町村の自殺対策計画の策定や推進の支援を行います。

(2) 市町村などが行う自殺対策に対する支援

市町村や自殺対策に関係する機関や民間団体が地域で自殺対策を実施するにあたり、その取組について支援を行います。また、市町村や民間団体が自殺未遂者及び自死遺族を支援するにあたり、必要な助言や情報提供を行います。

➤ 評価指標

指 標	基準値	目標値
市町村自殺対策計画策定数	—	全市町村 (2020 年度)※

(※) 評価指標では、基準値を原則 2017 年度、目標値を原則 2022 年度としますが、これによらない場合は表中の () に該当年度を記入します。以下の指標についても同様です。

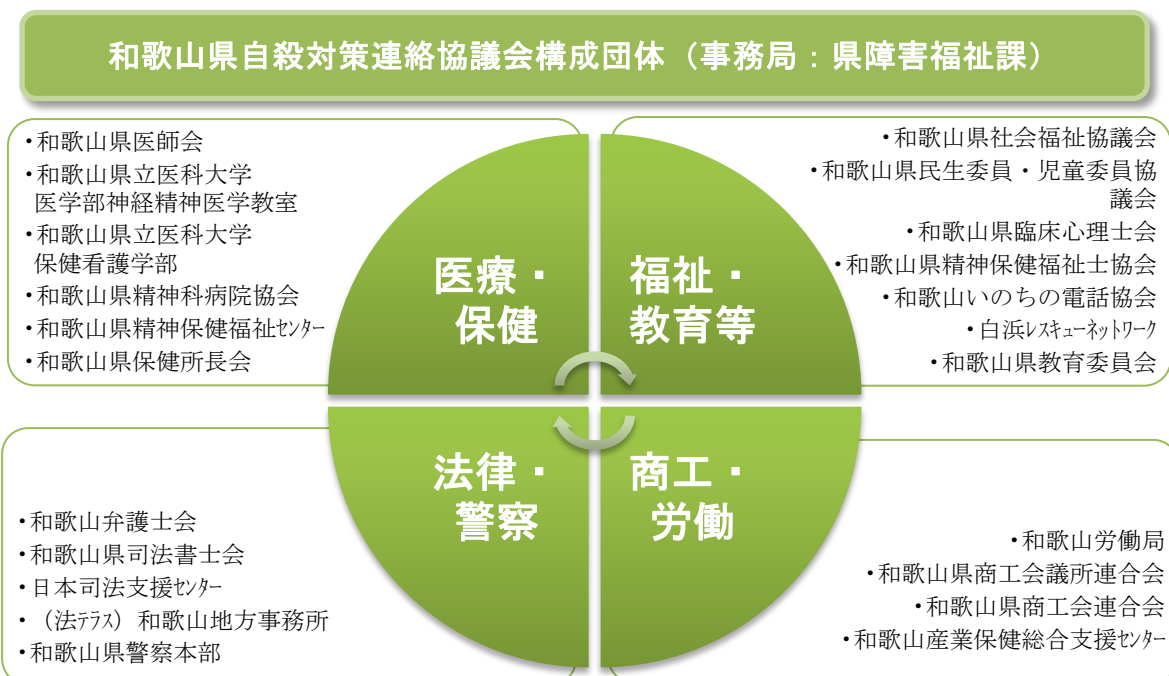
2. 地域におけるネットワークの強化

総合的な自殺対策を実施するため、県、市町村、関係機関、民間団体、企業・事業所が相互に連携・協働し、自殺の背景にある様々な問題に応じたネットワークを強化します。

(1) 地域における連携・ネットワークの強化

県内の保健、医療、福祉、教育、労働、法律等に関する機関や団体で構成される和歌山県自殺対策連絡協議会を定期的開催し、相互に連携しながら協働して自殺対策を進めるとともに、当計画の進捗や取組について専門的な見地からの意見を聴取します。

「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて、市町村が実施する地域住民や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、企業、民生委員、ボランティア等が協働する体制づくりを支援することにより、自殺のリスクの早期発見や自殺の危機に至るおそれのある複合的な課題の解決を図ります。



(2) 民間団体との連携強化

地域で自殺対策活動を行っている市町村、自殺対策に関する機関と、民間団体等の相互の連携強化を推進するとともに、連携体制が円滑に機能するよう支援を行います。また、県内において「生きる支援」に関する活動を行う民間団体の実態把握を行うことで体制の強化に努めます。

ゲートキーパーや自殺対策に関する相談員等の人材養成、県民への啓発、自殺のハイリスク地での自殺未遂者の支援、自死遺族などの当事者グループ活動等を実施する民間団体の活動に対し支援を行います。

3. 自殺対策を支える人材の養成及び確保

自殺対策に直接関わる人材の養成はもとより、生きることの包括的な支援に関わる様々な分野の関係者や支援者等を自殺対策に関わる人材として確保し、幅広い分野で自殺対策教育や研修を実施します。

自殺のリスクの高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺のサインに気付き、話を聴き、必要に応じて身近な相談窓口につなぎ、見守る「ゲートキーパー」を養成します。

(1) かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術の向上

かかりつけの医師や看護師等の医療従事者が患者の自殺のリスクを評価し、必要な支援につなげるために、うつ病などの精神疾患の対応についての技術を高め、必要な場合は地域における自殺対策に関わる支援や相談窓口につなげるための対応技術についての研修を実施します。

(2) 精神保健医療福祉従事者の資質向上

精神保健医療福祉従事者に対し、依存症者や思春期を迎えた若者の自殺予防を含む支援技術の向上などをテーマとした専門研修を実施し、自殺の未然防止を図ります。

(3) 教職員の資質向上

和歌山県教育振興基本計画、和歌山県いじめ防止基本方針等に基づき、教職員に対して「いじめ問題対応マニュアル」等に基づく研修、「不登校問題対応の手引き」を活用した研修、自殺予防教育の研修等を行うことで、教職員が児童生徒の発するサインに気付き、対応するための資質の向上を図ります。

(4) 地域で自殺対策を支える人材の養成

自死遺族等と接する警察職員、消防職員が自死遺族に対応する際に必要な知識の向上を図ります。

また、内科などの医療機関や高齢者を支援する福祉事業所等の関係者に対し、精神保健医療福祉に関する基礎的な知識や支援をテーマとした研修を実施することで、自殺のリスクの早期発見と早期対応を図ります。

さらに、民生委員・児童委員の活動の充実・強化のために実施される研修において、自殺対策に関する知識の普及を図ります。

(5) ゲートキーパーをはじめとする人材の養成

県民一人ひとりが、周りの人の自殺の危険を示すサインに気づいた場合に、適切に行動することができるよう、ゲートキーパー養成講座を実施します。

特に、定期的かつ一定期間、人と接する機会が多い資格職などで構成される団体や企業・事業所に対して、メンタルヘルスや自殺予防に関する情報提供や研修を実施し、ゲートキーパーとしての役割を果たしてもらえよう働きかけます。

市町村や自殺対策に係る機関、民間団体等が実施するゲートキーパー養成研修について、技術的な助言や支援を行います。

(6) 支援者等への支援

悩みを抱える人を支援する家族や知人、民間団体及び行政機関の支援者に対し、対象者が自殺既遂に至った場合も含め、こころの健康が損なわれないような支援を行います。

➤ 評価指標

指標	基準値	目標値
精神保健センターが実施する自殺関連研修の参加者数	210 人	1,250 人 (2018～2022 年度の累積)
いじめ解消率	98.1% (2016 年度)	100%
いじめアンケート調査実施率	99.1% (2016 年度)	100%
ゲートキーパーの養成	1,080 人 (2010～2017 年度の累計)	2,000 人 (2010～2022 年度の累計)

4. 自殺予防のための啓発や教育の充実

県民一人ひとりが、自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、自殺に追い込まれる危機に至った人の心情や背景を正しく理解することで、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくことができるよう普及啓発を行います。

さらに、県民が、いじめや経済・生活問題、家庭での悩みに遭遇し、また、これらの問題により悩みやこころの不調を感じた時は「誰かに援助を求めることが適当である」という理解を深めるための教育や啓発を実施します。

(1) 自殺に関する正しい知識の普及と啓発

法第7条に規定された自殺予防週間（9月10日から9月16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）を中心に、庁内の自殺対策関係各課や自殺予防教育に関係する機関、民間団体が実施する「生きる支援」に関連する事業や催し等の機会において自殺に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

(2) うつ病等の精神疾患についての普及と啓発

こころの健康の保持について啓発を進め、抑うつ状態やうつ病をはじめとしたこころの病について正しい知識の普及啓発を行うことで、早期の休息、相談、受診を促進します。

(3) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

和歌山県教育振興基本計画、和歌山県いじめ防止基本方針等に基づき、長期休業明けの自殺の未然防止に取り組むとともに、不登校の対応や自殺予防教育の取組を実施します。

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自分の命、他の人の命それぞれの尊さについて理解を深めることができるよう、命を大切にす教育の充実を図ります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒支援員の配置拡充を行い、学校におけるきめ細かな支援体制を構築します。

(4) SOSの出し方に関する教育の推進

児童生徒が社会で直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるとともに、危機に直面したときには助けを求めることができるようにするなど、学校において、こころの健康の保持に係る教育を推進します。

(5) インターネット等の活用

インターネットや関係各課のホームページ等を活用し、県民一人ひとりが自殺に追い込まれる危機に至った人の心情や背景を正しく理解するための普及啓発に努めるとともに、自殺のリスクに対応する相談や支援についての情報を提供します。

子供や若者に対するインターネットやSNSを活用した自殺関連情報の提供等について、その効果や課題を研究し、適切な運用を図ります。

➤ 評価指標

指 標	基準値	目標値
スクールカウンセラーの 配置率	小学校 39.3% 中学校 84.7% 高等学校及び 特別支援学校 95.1% (2016 年度)	全ての学校で 100%
スクールソーシャル ワーカーの配置率	市町村 80% 県立学校 7% (2016 年度)	市町村 100% 県立学校 25%

5. 職場環境の整備・充実

過重労働やハラスメントの防止、職場におけるメンタルヘルス対策等を促進することで、仕事と家庭の両立が出来るより良い職場環境づくりを推進します。

(1) 長時間労働の是正等、働き方の見直しに向けた取組の推進

研修会等を通じ、労働関係法や労務管理手法等を周知することにより、企業における雇用管理の改善を図り、労使間のトラブルを未然に防止するとともに、様々な機会を捉えて長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進等働き方の見直しに向けた取組を広げます。

また、労使双方からの相談に対応する県の労働相談窓口を設け、相談者に寄り添った助言や関係機関の紹介等を行うなど、相談者の精神的な負担軽減を図ります。

(2) ハラスメント防止

企業活動に密接な関わりのある人権問題やハラスメント等をテーマとした研修会を開催し、正しい理解と認識を深めることでハラスメント等の防止を図ります。

(3) 職場におけるメンタルヘルスの推進

ストレスチェック制度の実施や職場におけるメンタルヘルス対策の普及を図る企業や関係機関とともに、ストレスや不調に早期に気付くための正しい知識の普及について支援します。

➤ 評価指標

指 標	基準値	目標値
労働セミナー参加者	206 名 (2016 年度)	1,250 名 (2018～2022 年度累計)
企業における研修責任者 研修会参加者数	748 名 (2016 年度)	3,750 名 (2018～2022 年度累計)

6. 精神保健医療サービスの体制の整備

自殺行動に至る人の中には、背景にある様々な悩みにより心理的・精神的に追いつめられた結果、アルコール健康障害や抑うつ状態、うつ病等の精神疾患を発症していることも少なくありません。

自殺のリスクがある人の早期発見に努めた上で、その必要に応じて精神科医療につなぐ取組を進め、自殺に追い込まれる背景にあった問題に対して包括的に支援できるよう、精神科医療と保健、福祉の連動性を高めます。

(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策のつながりの推進

自殺のリスクがある人のなかで精神科医療を必要とする人が、地域で適切に医療につながるための体制を充実するとともに、医療につながった後も、自殺のリスクを高めた職場や家庭生活等の問題に対して包括的な支援が提供できるよう保健、医療、福祉の関係機関の連携を強化します。

(2) 精神科医療体制の充実

和歌山県保健医療計画に基づき、夜間や休日に緊急に精神科医療が必要となった人が受診できるような体制を充実させることにより、自殺のリスクがある人への対応強化を図ります。

うつ病の改善に効果が高いと言われている認知行動療法を実施する体制を確保するとともに、県内の精神科医療従事者はもとより、産業界や教育現場の関係者に認知行動療法の普及を図ります。

(3) 子供に対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

こころの問題を抱える子供や家族を対象に精神科医療を提供するとともに、児童相談所などの子供の相談に関わる機関の機能強化、県精神保健福祉センターや市町村担当者との連携の強化を図ります。

(4) 自殺のリスクを高めるアルコールなどの依存症の対策

自殺の危険因子となり得るアルコールや薬物等依存症の予防に取り組むとともに、依存症当事者や家族からの相談に応じます。

また、アルコール依存症について、専門的な治療が提供できる体制の整備を図ります。

(5) 大規模災害における被災者等のこころのケア

大規模災害の被災者は様々なストレス要因を抱えることから、災害派遣精神医療チーム（DPAAT）の受け入れなどの精神医療体制の整備をはかるとともに、県内の医療機関や精神保健福祉士、臨床心理士等の職能団体と連携し、避難所などにおける被災者及び現地で活動を行う支援者のこころのケアを行い、被災による自殺予防に取り組めます。

➤ 評価指標

指 標	基準値	目標値
アルコール依存症者に 対する適切な医療を 提供することができる 専門医療機関の選定	—	1 カ所
災害拠点精神科病院 の選定	—	1 カ所

7. 相談体制の充実

自殺対策や生きる支援に関連する相談体制を整えるとともに、その情報を必要としている人たちに届き、確実に支援につながるような情報集約や情報提供の体制を図ります。

(1) こころの健康などに関する相談

県立保健所や県精神保健福祉センターにおいて、自殺防止を目的とした面接及び電話による相談体制を充実し、自殺のリスクが高まる前の対応に努めます。

(2) 人権に関する相談

人権相談や弁護士による法律相談を行うとともに、（公財）和歌山県人権啓発センターをはじめとした相談機関で構成する「人権相談ネットワーク協議会」において、情報共有や相談窓口の資質向上、相談体制の充実を図ります。

(3) 子供や若者に関する相談

児童生徒の不登校やいじめ等の問題、少年の非行に関する事、子供や家庭についての悩みに対応する電話相談を実施し、必要に応じて、精神保健福祉士や心理士等の専門家による相談やカウンセリング等につなげます。

若者の様々な悩みに対し、若者サポートステーション With You の支援により、学校や就労支援機関等と連携しながら、個人の状況に応じた相談に対応します。

(4) 男女共同参画に関する相談

男女共同参画を阻害する様々な女性の悩みについての総合相談やカウンセリング、法律相談を実施するほか、男性相談員による男性のための電話相談を実施します。

(5) 犯罪被害者等に対する相談

犯罪被害者がひとりで悩み、孤立することがないように犯罪被害者支援に取り組む団体との連携につとめ、犯罪被害者等支援のより一層の充実を図ります。

(6) 多重債務等に関する相談

県民相談窓口を設置して多重債務に関する相談を受け付けています。

また、多重債務に関する無料相談会を開催し、その解決方法を示します。

(7) 経営者に対する相談

経営不振や倒産等の経営問題による自殺を防止するため、中小企業の経営者等に対し、再建の方途や再建が困難な場合には、円滑な整理について助言するなどの相談を実施します。

(8) 相談窓口情報の分かりやすい提供

自殺のリスクが高まる前に相談につながるよう、上記の相談をはじめとした保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の各分野における主な相談窓口の情報を集約し、インターネットなど

により、県民や支援者がアクセスしやすい方法で情報発信を行います。

➤ 評価指標

指 標	基準値	目標値
若者サポートステーション With You の支援による 就業者数	295 人 (2015 年度)	350 人 (2021 年度)

8. 自殺リスクの高い要因への取組

自殺対策を、社会全体の生きることの阻害因子を減らし、生きことを促進する支援を増やす方向で実施するため、様々な悩みや問題を抱えた人に対し、それらの問題が複雑化、複合化する前に必要な「生きる支援」につながるよう、総合的に取組を進めます。

(1) 子供を貧困や虐待から守る施策の実施

貧困の状況にある子供が抱える様々な問題が自殺のリスク要因とならないよう、「和歌山県子供の貧困対策推進計画」に基づき、教育、生活、保護者の就労、経済的支援等の施策を総合的に実施します。

児童虐待は、子供の心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク因子になる場合があることから、その発生予防から、虐待を受けた子供が地域で孤立せず、社会的な自立を果たすまでの対策を強化し、里親制度の充実を含めた社会的養護の充実を図ります。

児童虐待を受けたと思われる児童の早期発見、早期対応を目的とした児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、広報、啓発活動を実施します。

学校などからの帰宅後、一人で過ごさなければならない子供の孤立を防ぐことを目的に学習や食事の機会を提供するための居場所づくりを推進します。

(2) ひとり親家庭への支援

子育てや生計の維持を一人で担う等、様々な困難を抱えることが多いひとり親家庭の就業や生活について支援し、ひとり親が抱える問題の長期化や複雑化を防ぎます。

(3) 妊産婦への支援

市町村における子育て世代包括支援センターの設置を支援し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない総合的相談支援を提供するとともに、市町村による産前・産後サポート事業、産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施を推進し、産後うつ予防を含めた妊産婦のメンタルヘルス対策を強化します。

(4) ひきこもり当事者等への支援

ひきこもり当事者やその家族が、地域で孤立することがないように相談や居場所の提供を行うとともに、当事者の居場所の確保や家族支援を行う市町村や民間団体の活動を支援します。

(5) 困難を有する女性への支援

性犯罪・性暴力、配偶者による暴力等の被害を受けた女性の相談や保護を行うことで、精神的負担軽減をはかるとともに、その着実な支援のために司法や警察等の関係機関との連携を強化します。

(6) 性的マイノリティへの支援

性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって精神的、心理的に追い込まれ、希死念慮を抱える場合があることから、県民や企業に対する啓発を実施し、理解の促進に努めます。

さらに、性的マイノリティ当事者のそれぞれのニーズに沿った相談に対応します。

(7) 高齢者が活躍できる場の充実と介護者への支援

高齢者が閉じこもりやうつ状態になることを予防するため、高齢者の社会参加、生きがいくくりなど、多様な機会の提供を図ります。

在宅で高齢者を介護する者の身体的・精神的負担を軽減するために市町村や地域包括支援センター等が実施する事業への支援を行います。

(8) がん患者、難病患者等への支援

がん患者が抱える療養上、社会生活上の悩みに対応するがん相談支援センターや、がん患者等が交流する患者サロンについて、広く周知し、利用を促進することにより、がん患者が安心して治療を受け、社会生活を営めるような環境を提供します。

また、身体的・精神心理的・社会的な苦痛等に対応する緩和ケア体制を推進します。

難病患者、長期療養児及びその家族の不安や悩みの相談、講演会・研修会の開催、患者・家族会の運営を支援するとともに、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

(9) 失業者等への支援

生活再建や教育支援が必要となった失業者に対し、緊急かつ一時的に必要な資金を貸付け、経済的自立を図ることで、失業による自殺のリスクの高まりを防ぎます。

就職を希望する人に対し、適性診断、応募書類の作成支援、面接トレーニング、職場定着支援等を実施し、就職を支援します。

(10) 生活困窮者への支援

複合的な課題を抱える生活困窮者の中には、自殺のリスクを抱えている人が少なくないことから、包括的な自立支援を行うとともに、自殺対策に係る機関と緊密に連携し、より効果的な支援を行います。

また、生活困窮者に一時的な居場所を提供し、生活基盤の安定化を図ることで、自立や就労に向けてサポートをします。

(11) 自殺の危険から守るための取組

自殺のハイリスク地において、安全の確保や相談電話などの支援情報の掲示を行うとともに、それらの活動を行う市町村・民間団体を支援します。

薬物依存症等の影響により自殺のリスクが高まることを防ぐため、薬物乱用防止教室の開催や啓発活動を通じ、薬物についての正しい知識の普及を図ります。

行方不明の届出が出された者のうち、自殺のおそれのある行方不明者を特異行方不明者と位

置付け、生命の危険性を考慮して県内外の警察と連携し、行方不明者の発見と保護にあたります。

自殺の誘発やそれを助長するおそれのある図書などについて、販売店に対し、青少年への販売禁止、有害図書等の区分陳列等を指導します。

(12) インターネット上の自殺情報対策の推進

第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段などを紹介する情報サイト等への対応として、「出張！県政おはなし講座」などを通じ、教職員や保護者に対し、スマートフォンなどへのフィルタリング機能の必要性に対する理解を高めるとともに、携帯電話販売店等に対しても契約時に保護者などに説明をするよう指導を行います。

また、インターネット上の自殺予告案件が判明した場合、人命保護の観点から緊急に対処する必要がある場合に、電子掲示板の管理者やプロバイダと連携して、迅速かつ円滑な解決を図ります。

(13) 自殺未遂者の再度の自殺企図の防止

救急医療機関において自殺未遂者に関わる可能性が高い医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象に、自殺未遂者に対する精神的なケアも含めた総合的な相談支援体制の充実を図ります。

医療機関に搬送された自殺未遂者の再度の自殺企図を防止するために、治療が終了した後も、継続した支援が行えるよう、自殺未遂者の実態把握や地域の医療機関や相談機関の窓口適切につなぐため、自殺未遂者支援体制検討会議（仮称）において相互連携の体制づくりを図ります。

(14) 遺された人の支援の充実

児童生徒が関わる事件が発生した場合、学校にサポートチームを派遣し、児童生徒のこころのケアを図ります。

自死遺族からの相談に応じ、自死遺族のこころのケアを図ります。また、必要に応じ当事者グループへの参加を勧めるとともに、グループの活動を支援します。

自死遺族を支援する市町村や自死遺族の相談や当事者グループの支援を行う民間団体に対し、必要な助言や情報提供を行います。

市町村や医療、司法等の関係機関と協力し、自死遺族のための相談窓口を掲載したパンフレットを遺族が立ち寄る可能性のある関係窓口に設置することで、自死遺族に必要な情報が届くようにし、自殺の連鎖を防止します。

➤ 評価指標

指 標	基準値	目標値
子育て世代包括支援 センター設置市町村数	9 市町	全市町村
自殺未遂者支援体制 検討会議の実施	—	7 カ所（二次医療圏域）

9. 世代別の再整理

先の8つの施策で示した自殺対策への取組のうち、ライフステージによって対象が区分される事業を、子供・若年層、中高年層、高齢者層の3つの世代別に再整理します。

(1) 子供・若者に対する自殺対策の推進

背景と課題

全国の自殺死亡率は全体として減少傾向にあるものの、20歳未満は平成10年以降おおむね横ばいで、20～30歳代については、ピーク時から低下がみられるものの、減少率は他の世代と比べ小さくなっています。

全国の平成28年における15～39歳の各年代の死因の第1位は自殺となっています。先進国において、15～34歳の若い世代で死因の第1位が自殺となっているのは日本のみであり、その死亡率も他国に比べて高い傾向にあるなど、国際的に見ても深刻な状況にあります（厚生労働省「平成29年版自殺対策白書」）

本県においても、平成24～28年における子供・若者層の自殺者数は、顕著に増加しています。

学校におけるいじめや、思春期のこころの問題、就職して体験する職場での人間関係、結婚や子育てなど、子供や若年層の環境はめまぐるしく変化するため、それぞれのライフステージに合わせた問題に対応できる支援体制づくりが課題となります。

また、様々な困難・ストレスに直面したとき、「助けを求めても良い」ということを学ぶ教育の充実が求められています。

対策の方向性

支援を必要とする子供や若者は、学校や職場等の集団の環境や社会とのつながりがあるかなにかによって、おかれている状況や自殺に追い込まれる事情も異なるため、それぞれの状況に応じた支援とネットワークの強化に努めます。

①子供への支援の充実

和歌山県いじめ防止基本方針に基づいて、学校・教育委員会と家庭・地域が連携し、いじめを苦しめた児童生徒の自殺を予防する体制を強化します。

和歌山県教育振興基本計画に基づいた児童生徒への支援を実施し、長期休業明けの自殺の未然防止に取り組むとともに、不登校の対応や自殺予防教育の取組を実施します。

和歌山県子ども虐待防止基本計画や和歌山県子供の貧困対策推進計画に基づいて、子供や家庭に対する支援の充実を図ります。

※第4章第2節で示した取組を世代別の表に示します。

第4章 第2節		自殺対策における取組	取組(事業)の概要	担当課等
項目				
大	小			
3	(3)	和歌山県私立学校人権同和研修会	私学教職員の人権同和意識の向上及び定着に資するため、人権同和に関する研修を実施する	文化学術課
3	(3)	いじめ防止対策	「いじめ問題対応マニュアル」に基づく研修やいじめアンケート等を徹底し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に取り組むとともに、いじめ対策組織を生かした組織的な取組を推進する	県立学校教育課 特別支援教育室 児童生徒支援室
3	(3)	県立学校等生徒指導部長会議	高等学校及び特別支援学校における生徒指導上の諸課題に関し、研究協議を実施する	県立学校教育課 特別支援教育室

第4章 第2節		自殺対策における取組	取組(事業)の概要	担当課等
項目				
大	小			
3	(3)	生徒指導研究協議会	自殺予防教育及び情報モラル教育等について、専門家を招聘した研修を県内3カ所で行う	児童生徒支援室
3	(3)	性に関する指導研修会	性に関する正しい知識や支援及び指導方法等の習得を目的とした研修会を開催する	健康体育課
4	(3)	いじめ防止対策	「いじめ問題対応マニュアル」に基づく研修やいじめアンケート等を徹底し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に取り組むとともに、いじめ対策組織を生かした組織的な取組を推進する	県立学校教育課 特別支援教育室 児童生徒支援室
4	(3)	長期休業明けの自殺の未然防止	長期休業前後や休業期間中に、小・中学校、高等学校等において面談や家庭訪問等を行い、自殺の未然防止に取り組む	県立学校教育課 児童生徒支援室 特別支援教育室
4	(3)	人権教育推進	児童生徒が、かけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことへの意識の涵養等に資する教育を推進する	人権教育推進室
4	(3)	非行防止教室	少年サポーターが各学校に赴き行う非行防止教室において、命の大切さについて伝える	少年課
4	(3)	命の大切さを学ぶ教室	犯罪被害者等の講話により、中高校生に規範意識の向上や命の大切さに気づく機会を設ける	警察相談課
4	(3)	和歌山県私立高等学校等経常費補助金	私立高等学校等のスクールカウンセラーの活用や不登校の生徒等の教育機会について支援を行う	文化学術課
4	(3)	不登校等総合対策事業	「不登校問題対応の手引き」等を活用した研修の実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び不登校児童生徒支援員の拡充を行うとともに、不登校に係る保護者向けマニュアルを作成・活用する	県立学校教育課 児童生徒支援室 特別支援教育室
4	(4)	SOSの出し方に関する教育の推進	危機に直面したときには助けをを求めることができるようにするなど、学校におけるこころの健康の保持に係る教育を推進する	県立学校教育課 児童生徒支援室 特別支援教育室
4	(5)	インターネットやSNSを活用した情報提供など	インターネット等を活用し、自殺についての正しい知識の普及と様々な悩みを抱える人が必要とする情報の提供を行う	障害福祉課 県立学校教育課 児童生徒支援室 特別支援教育室
6	(3)	「子どもメンタルクリニック」事業	子供や家族のこころの悩みについて児童精神科医が診察や治療を行うとともに、学校等との環境調整を実施する	子ども未来課
6	(3)	思春期外来(中学生以上)の設置	専門外来として思春期外来(中学生以上)を設置し、担当医師が対応にあたる	県立こころの医療センター
6	(3)	精神保健福祉従事者専門研修	子供の支援に関わる従事者に対し、思春期をテーマとした専門研修を実施する	精神保健福祉センター
7	(3)	子供SOSダイヤル	児童生徒の不登校やいじめ、非行等に係る心理的な問題や不登校となった児童生徒の学習相談及び生活や学習上の困難に対する特別な支援に関する電話相談を実施する	県立学校教育課 児童生徒支援室 特別支援教育室
7	(3)	ヤングテレホン・いじめ110番	いじめなどの悩みに対し、学校、地域、家庭等と連携し、早期把握と必要な助言・指導の行う	少年課
7	(3)	「子どもと家庭のテレホン110番」事業	子供、家庭、女性の様々な悩みについて、24時間365日電話相談を実施する	子ども未来課
8	(1)	子供の貧困対策	和歌山県子供の貧困対策推進計画に基づき、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援を実施する	子ども未来課
8	(1)	児童相談所体制強化	児童相談所及び市町村の相談支援体制の強化を図る	子ども未来課
8	(1)	児童虐待等対応機能強化	市町村における児童虐待等の相談体制の専門性向上を図る	子ども未来課

第4章 第2節		自殺対策における取組	取組(事業)の概要	担当課等
項目				
大	小			
8	(1)	児童相談所全国共通ダイヤル「189」の広報啓発	児童虐待を受けたと思われる児童の早期発見、早期対応を目的とした全国共通ダイヤルについて、広報、啓発活動を実施する	子ども未来課
8	(1)	社会的養護体制整備・促進	里親制度の広報啓発等、里親研修の実施、委託里親への定期的な訪問援助・相談・指導を行う	子ども未来課
8	(1)	児童養護施設退所者等アフターケア	児童養護施設退所者等の地域社会における社会的自立を促進する	子ども未来課
8	(1)	「子どもの居場所づくり」事業	地域住民の参画を得て、公民館や学校の空き教室を活用し、宿題や自作プリント、読み聞かせ、暗唱等、子供の学習活動を支援する	生涯学習課
8	(1)	子供食堂支援	帰宅後一人で過ごす子供に対し、食卓を囲み楽しく食事をする場所を提供する民間団体の取組を支援する	子ども未来課
8	(11)	青少年健全育成総合対策	自殺を誘発、助長するおそれのある図書等を、有害図書等として指定し、青少年への販売禁止や区分陳列等を実施する	青少年・男女共同参画課
8	(12)	インターネット有害情報対策及びフィルタリングの普及促進	「ネット指導教員養成講座」を実施し、児童生徒の情報モラルを高める。県職員が保護者等に「おはなし講座」を実施し、フィルタリングの必要性等の理解を高める。携帯電話販売店等に立ち入り調査を実施し、フィルタリングの利用向上を図る	青少年・男女共同参画課
8	(14)	学校へのサポートチームの派遣	児童生徒が関わる事件が発生した場合、学校にサポートチームを派遣し、児童生徒のこころのケアを図る	県立学校教育課 児童生徒支援室 特別支援教育室

②若者への支援の充実

和歌山県子供・若者計画に基づいて、主に若者が抱えがちな課題について支援を実施します。

また、支援を必要としている若者が容易に支援策などの情報を得ることができるよう、インターネットなどを通じて情報を発信します。

さらに、若者が抱える悩みに接する家族や知人等、若者支援従事者についての支援を行います。

※第4章第2節で示した取組を世代別の表に示します。

第4章 第2節		自殺対策における取組	取組(事業)の概要	担当課等
項目				
大	小			
3	(6)	支援者等を対象としたこころの健康相談の実施	悩みを抱える人を支援する家族や知人等に対し、対象者が自殺既遂に至った場合も含め、こころの健康が損なわれないよう支援する	障害福祉課 精神保健福祉センター 県立保健所
4	(5)	インターネットやSNSを活用した情報提供など	インターネット等を活用し、自殺についての正しい知識の普及と様々な悩みを抱える人が必要とする情報の提供を行う	障害福祉課 県立学校教育課 児童生徒支援室 特別支援教育室
5	(1)	和歌山働き方改革会議	働き方の見直しに向けた取組を県内の実情に即した形でさらに広げていくため、労使関係者を含めた意見交換会を開催する	労働政策課
5	(1)	労働セミナー開催	労働関係法や労務管理手法などを周知することにより、企業における雇用管理の改善を図り、労使間のトラブルを未然に防止するとともに、仕事と家庭の両立が出来るより良い職場環境づくりの促進を図る	労働政策課
5	(1)	職場環境改善アドバイザー派遣	企業に専門家を派遣し、それぞれの職場の実情に応じた働きやすい職場環境づくりに向けた取組をサポートする	労働政策課
5	(1)	労働相談	労働者・使用者双方から、解雇や職場の人間関係などの相談に対応し、支援機関の紹介や助言を行う	労働政策課
5	(2)	人権問題、ハラスメント研修の実施	事業所を対象に、企業活動に密接な関わりのある人権問題やハラスメントをテーマとした研修会を開催する	労働政策課
5	(3)	メンタルヘルスセミナー	職場、地域のメンタルヘルスの現状やうつ病・ストレス症候群の理解、職場内における早期発見のポイントについて啓発や講習会を開催する	健康推進課 県立保健所
5	(3)	権利擁護推進員養成研修	介護施設等における権利擁護の推進に関する研修において、介護職員のストレス対策の内容を取り上げる	長寿社会課
7	(1)	こころの健康相談	こころの健康に関する面接相談及び電話相談を実施し、自殺のリスクが高まる前の対応に努める	精神保健福祉センター 県立保健所
7	(3)	若者自立支援	県内3か所の「若者サポートステーションWith You」において、若者からの様々な相談に対応し、個人の状況に応じた総合的な支援を実施する	青少年・男女共同参画課
8	(4)	「ひきこもり」者社会参加支援センター運営補助	ひきこもり者の社会的自立を図るため、「ひきこもり」者社会参加支援センター運営事業を行う市町村に補助金を交付する	障害福祉課
8	(4)	ひきこもり地域支援センター運営	ひきこもり当事者やその家族からの相談、つどいの場の提供、関係機関による連絡協議会の運営、情報発信を行う	障害福祉課 精神保健福祉センター
8	(9)	若年者就職支援センターの運営	和歌山県若年者就職支援センターにおいて職業適正診断など就職支援を実施する	労働政策課

(2) 中高年層に対する自殺対策の推進

背景と課題

中高年層は家庭では子育てや介護を、職場では重要な役割を求められる一方、親との死別や失業等の大きな喪失体験により、心理的にも社会的にも負担を抱えることが多い世代です。

本県においても、中高年の自殺者数は増加傾向にある上、40歳代の男性の自殺死亡率は全国と比較しても高位にあることから、経済・生活問題や勤務問題への対策が課題となります。

対策の方向性

中高年層が心理的、社会的ストレスに対応するためのこころの健康づくりを進めるとともに、長時間労働の見直しや職場でのメンタルヘルス対策等の勤務・経営問題、失業問題等についての対策を推進します。

・中高年層のこころの健康づくりの推進

中高年層が主に抱えがちなこころの問題についての相談体制を充実し、関係機関と連携した支援を実施します。

また、過労死がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、研修や啓発を実施し、相談体制の整備を進めます。

さらに、企業や事業所においてハラスメント行為等が生じないよう周知・啓発を行うとともに、メンタルヘルスに関する正しい知識の普及と管理者の育成を図ります。

小規模事業所の経営についての相談や改善のための指導を充実し、その振興と安定を図ります。

失業により生活の維持が困難となった世帯の生活を支援することで自立を促進するとともに、求職者の就労と職場定着のための支援を実施します。

※第4章第2節で示した取組を世代別の表に示します。

第4章 第2節		自殺対策における取組	取組(事業)の概要	担当課等
項目				
大	小			
5	(1)	和歌山働き方改革会議	働き方の見直しに向けた取組を県内の実情に即した形でさらに広げていくため、労使関係者を含めた意見交換会を開催する	労働政策課
5	(1)	労働セミナー開催	労働関係法や労務管理手法などを周知することにより、企業における雇用管理の改善を図り、労使間のトラブルを未然に防止するとともに、仕事と家庭の両立が出来るより良い職場環境づくりの促進を図る	労働政策課
5	(1)	職場環境改善アドバイザー派遣	企業に専門家を派遣し、それぞれの職場の実情に応じた働きやすい職場環境づくりに向けた取組をサポートする	労働政策課
5	(1)	労働相談	労働者・使用者双方から、解雇や職場の人間関係などの相談に対応し、支援機関の紹介や助言を行う	労働政策課
5	(2)	人権問題、ハラスメント研修の実施	事業所を対象に、企業活動に密接な関わりのある人権問題やハラスメントをテーマとした研修会を開催する	労働政策課
5	(3)	メンタルヘルスセミナー	職場、地域のメンタルヘルスの現状やうつ病・ストレス症候群の理解、職場内における早期発見のポイントについて啓発や講習会を開催する	健康推進課 県立保健所
5	(3)	権利擁護推進員養成研修	介護施設等における権利擁護の推進に関する研修において、介護職員のストレス対策の内容を取り上げる	長寿社会課
7	(1)	こころの健康相談	こころの健康に関する面接相談及び電話相談を実施し、自殺のリスクが高まる前の対応に努める	精神保健福祉センター 県立保健所
7	(6)	県民相談窓口の設置による多重債務者などの相談	県民相談窓口を設置し、多重債務に関する相談を受け付ける各種専門機関と連携し、多重債務無料相談会を開催する	県民生活課 商工労働観光総務課
7	(7)	小規模経営支援	経営者に対する相談事業の実施など中小企業の倒産に伴う社会的混乱の未然防止を目的とした相談事業の実施を推進する	商工振興課
8	(9)	生活福祉資金貸付	和歌山県社会福祉協議会が実施する貸付事業を支援し、生活再建や教育支援を目的に緊急かつ一時的に必要な資金の貸付を実施することで、低所得者などの経済的自立を図る	福祉保健総務課
8	(9)	再就職支援センターの運営	再就職支援センターにおいて職業適正診断など就職支援を実施する	労働政策課

(3) 高齢者層に対する自殺対策の推進

背景と課題

本県では、平成28年に65歳以上人口が30万人を超え、高齢化率は30.9%と全国で7番目に高い数値となっています。また、65歳以上の人口の2割を超える方がひとり暮らしとなっています。

平成24～28年の自殺死亡率で見ると、70歳代、80歳以上の男女ともに、他の年齢階級と比べて高くなっています。

高齢者は、退職による役割の喪失や近親者の介護疲れ、配偶者と離別・死別等、孤立のリスクを抱える可能性が高くなることから、自殺を防ぐために閉じこもりやうつ状態になることを予防し、介護する者の負担を軽減する取組が求められます。

対策の方向性

わかやま長寿プランをもとに、年齢を重ねてもそれぞれの人々が希望に応じて社会参加ができる「80歳現役社会」を目指し、高齢者が生きがいを持ち、健康で自立した生活を送れる地域づくりと、高齢者やその家族が孤立する前に支援とつながる体制づくりを進めます。

・高齢者や介護者のこころの健康づくりの推進

介護従事者等に対する研修を実施し、高齢者の自殺予防についての資質向上を図るとともに、高齢者のこころの健康に関する面接や電話相談を行います。

高齢者が閉じこもりやうつ状態になることを防ぎ、生きがいや役割を持って活躍できる機会の充実を図るとともに、市町村等が高齢者を介護する者の身体的・精神的負担を軽減するために実施する事業を支援します。

※第4章第2節で示した取組を世代別の表に示します。

第4章 第2節		自殺対策における取組	取組(事業)の概要	担当課等
項目				
大	小			
3	(4)	精神保健福祉関連新任者研修	医療機関、福祉事業所などの関係者などに対し、精神保健に関する基礎的な知識や支援をテーマとした研修を実施する	精神保健福祉センター
7	(1)	こころの健康相談	こころの健康に関する面接相談及び電話相談を実施し、自殺のリスクが高まる前の対応に努める	精神保健福祉センター 県立保健所
8	(7)	喜びの国づくり推進	全国健康福祉祭(ねんりんピック)への和歌山県選手団の派遣、スポーツ交流大会、美術展等の開催、シニアリーダーカレッジ等学ぶ場の提供などにより、高齢者の生きがいづくりを推進する	長寿社会課
8	(7)	わかやま元気シニア生きがいバンク	高齢者の生きがいや社会参加などの活躍の場づくりを推進する	長寿社会課
8	(7)	家族介護者支援事業の支援	在宅で高齢者を介護する者に対し、市町村や地域包括支援センター等が実施する家族介護者支援事業に対する支援を行う	長寿社会課
8	(9)	再就職支援センターの運営	再就職支援センターにおいて職業適正診断など就職支援を実施する	労働政策課